



平成 26 年分所得税および平成 27 年度分個人住民税（市民税・県民税）

申告相談が始まります

相談期間 2月5日(木)～3月16日(月)

確定申告とは？

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について課税されます。

その所得金額とこれに対する税額は、自ら計算し、原則として、翌年の2月16日から3月15日までの間に申告し、納税することになっていて、この申告のことを確定申告と言います。

また、確定申告は、源泉徴収された税額などが納め過ぎとなっているか、あるいは不足となっているかを計算・精算し、その年の所得税および復興特別所得税の額を最終的に確定するためのものです。

所得税・住民税の主な改正

- ◆事業（農業・営業）や不動産貸付を行うすべての方に記帳と帳簿の保存義務付け



所得税および復興特別所得税の申告が必要ない方でも、記帳と帳簿の保存が必要です。

- ◆上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率の特例廃止

【所得税】変更前 7% → 変更後 15%

【住民税】変更前 3% → 変更後 5%

（市民税 3%、県民税 2%）

申告相談に必要なもの

- ◆印かん（スタンプ印不可）
- ◆申告書用紙（税務署から郵送されてきた方）
- ◆通帳印（振替納税を希望する方）
- ◆本人名義の口座情報（還付申告の方）
- ◆源泉徴収票
- ◆帳簿類（事業所得者）
- ◆その他
 - ・収入や経費のわかるもの
 - ・医療費の領収書
 - ・所得控除の証明書など

確定申告が必要な方

【給与所得者の場合】

通常、給与所得者は、毎月の給与から所得税および復興特別所得税が源泉徴収され、最終的に年末調整で精算されているので、申告の必要はありませんが、次に該当する場合は申告を行う必要があります。

- ①その年中の給与収入が2千万円を超える方
- ②年末調整済みの給与以外に、20万円を超える給与収入や給与以外の所得がある方
- ③給与支払い時に正しく源泉徴収されていない方
- ④所得控除や税額控除の申告をして、還付を受ける方
- ⑤中途退職などにより年末調整を受けなかったため、源泉徴収された税額が納め過ぎとなり還付を受ける方

【公的年金所得者の場合】

- ①公的年金等の収入金額が4百万円を超える方
- ②公的年金の収入金額が4百万円以下でも、公的年金等以外の所得が20万円を超える方
- ③所得控除や税額控除の申告をして、還付を受ける方

【その他所得者の場合】

- ①事業（自営業、農業、漁業、内職、検診等の委託など）をしている方
- ②不動産収入（家賃、地代、小作料など）があった方
- ③資産（土地、建物、骨とう品、貴金属、各種権利）などを売り、譲渡所得があった方
- ④その他の所得があった方（個人年金、原稿報酬など）

所得税・住民税の課税対象とならない所得（非課税所得）の例

- ◆遺族年金◆障害年金◆雇用保険の失業給付
- ◆児童手当◆児童扶養手当◆臨時福祉給付金
- ◆宝くじの当選金など

源泉徴収票の見方

平成26年分 給与所得の源泉徴収票				
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	① 3,250,000	② 2,093,600	③ 1,694,260	④ 20,300
控除対象配当				
者の有無等				
社会保険料			454,260	
生命保険料			85,000	
地震保険料			15,000	
住宅ローン等				0
特別控除の額				
所得控除の額				
源泉徴収税額				20,300

確定申告書に転記するとこのようになります。

平成 26 年分の確定申告書の記入例	
住所(居住)又は所在地	秋田県にかほ市象岡町字○○
氏名又は名称	株式会社 ○×産業
収入金額	3,250,000
給与所得控除後の金額	2,093,600
所得控除の額の合計額	1,694,260
源泉徴収税額	20,300

※年末調整されていますので、追加の納付も還付もない状態です。

例えば、26年中に医療費の支出があり、医療費控除の申告をすると、その金額によっては、仁賀保市郎さんは、最大20,300円の税の還付を受けられる可能性があります。

①欄／支払金額

「仁賀保市郎さん」に「株式会社○×産業」から支払われた給料などの金額が記載されています。

②欄／給与所得控除後の金額

給与所得者の場合、①欄の金額から「給与所得控除額」を控除した金額が所得金額となり、この欄に記載されます。

※①欄の金額によって②欄は自動的に額が決まります。

③欄／所得控除額の額の合計額

赤枠で囲まれた部分に基礎控除（38万円）を加えた金額の合計額となります。この金額を②欄の金額から差し引き、その残りの金額に所得税が課せられます。

仁賀保市郎さんの所得控除額内訳

配偶者控除：花子さん	380,000円	扶養控除：太郎くん	380,000円	基礎控除：市郎さん	380,000円
社会保険料等の金額	454,260円	生命保険料の控除額	85,000円	地震保険料の控除額	15,000円

※次郎くんは年少扶養親族となるため、扶養控除の対象外。

④欄／源泉徴収税額

年末調整により精算された仁賀保市郎さんの平成26年分の所得税額等となります。

仁賀保市郎さんの源泉徴収額・計算式

$$2,093,600 \text{円} - 1,694,260 \text{円} = 399,000 \text{円}$$

②欄／給与所得控除後の金額 ③欄／所得控除の額の合計額 千円未満切り捨て

$$399,000 \text{円} \times 5\% = 19,950 \text{円}$$

千円未満切り捨て 税率(②-③の残額で異なる)

$$19,950 \text{円} \times 1.021 = 20,300 \text{円}$$

復興特別所得税率 百円未満切り捨て